神川ふれあい農園利用心得



神川ふれあい農園は、利用者の皆様が農作業を通じて土とふれあいながら、ゆとりと安らぎの場としてご利用いただく目的で、設置されているものです。
　皆様が快くご利用いただけるように、賃貸借契約書に従っていただくほか、次の事がらをお守り下さい。

1. 農園で栽培できる作物は、「花」及び「野菜」に限ります。また、収穫した作物を直売所等で販売する事はできません。
2. 農園内には、施設または工作物を設置する事はできません。
3. 農園を他の人に又貸しや、営業のために使用する事はできません。
4. 隣接の利用者に迷惑とならないよう、雑草の除去は必ず行って下さい。
 ※無農薬農業に取り組む方もいるため、除草剤や農薬の使用については、周囲の区画に配慮し、なるべく控えるようお願いいたします。
5. 利用者の迷惑とならないよう、他の区画に立ち入らないでください。
6. ゴミ（空き缶やマルチ、作物の枯れ枝等）は、ご自宅にお持ち帰り処分して下さい。
7. 自家用車での来園の際は、他の車の通行に支障のないように駐車して下さい。駐車場における事故、盗難に関しては一切責任を負いません。
8. 農園の返還に際しては、必ず原状復帰してから返還して下さい。
 なお、お預かりいたしました賃貸料につきましては、契約期間の途中で利用をとりやめた場合でもお返しできません。
9. 水は給水栓から汲んでいただいて結構ですが、給水栓付近が水浸しにならないよう節水を心がけて下さい。
10. 特段の理由もなく、契約更新の期間を過ぎても更新の手続きを行わない場合は、契約の更新をする事ができませんので、予めご了承下さい。
11. 作業道具・管理機等付帯備品を使用する場合は、使用時間や取り扱いに十分注意して下さい。また、使用時に壊れてしまった場合には必ず申告をして下さい。作業中の事故、怪我等に関して一切責任を負いません。
12. ふれあい農園の利用を終了する時は、作物は全て撤去し耕運までして返却してください。できない場合は、町がシルバー人材センターに委託してかかった費用を後日請求いたします。

利用料金　３，０００円／年



詳しい内容については、お気軽に経済観光課までお問い合わせください。
＜問い合せ先＞神川町役場　経済観光課
電話：0495-77-0703（課直通）